

# 研究運営委員会規程

2001年12月13日制定

2008年 4月 1日改訂

## (目的)

第1条 研究運営委員会は、学会定款第5条(1)、(3)に関わる事業に関し、複数の研究委員会を統括し、各研究委員会が円滑に運営されるよう活動を支援するために設置する。

## (構成)

第2条 研究運営委員会は、研究委員会担当理事を委員長とし、各研究委員会の委員長及び総務担当理事を委員として構成する。

2 委員会担当理事が複数名任じられている時は、前任理事を委員長とし、他の理事は副委員長として委員長を補佐する。

3 委員長は、上記構成員以外に必要と認めた場合は、その他の正会員を委員とすることができる。

第3条 研究運営委員会の構成員は、担当理事、研究委員会委員長への就任時期をもって自動的に構成員に就任、退任する。

2 第2条第3項に該当する委員の任期は2年とする。ただし、その再任を妨げない。

## (運営・審議)

第4条 研究運営委員会の活動期間は、学会の会計年度と同じとし、年1回以上定期的に運営委員会を開催する。その他、委員長が必要と認めた場合は、臨時の運営委員会を開催する。

2 研究委員会委員長が止むを得ず出席できない場合は、幹事または他の委員が代理として運営委員会に出席する。

3 物理的に開催する運営委員会以外に、案件は電子メールにて審議し、承認することができる。

第5条 研究運営委員会は、下記の案件について審議・承認する。

(1) 研究委員会及び調査研究委員会の新設・継続の審議

(2) 各年度の活動計画、決算報告の審議

(3) 各研究委員会が主催を希望する学術研究集会等の審議

(4) 各研究委員会が共催・後援・協賛を希望する学術研究集会等の審議・承認

(5) 各研究委員会から提出された助成申請の審議・承認

(6) その他、委員長が必要と認めた案件、委員から申請があった案件の審議・承認

第6条 各研究委員会は、運営委員会が第5条の各項を遅滞なく審議できるよう、計画や報告を速やかに提出する。研究運営委員会委員長または副委員長は、運営委員会での決定事項を速やかに理事会に上程・報告する。

第7条 研究運営委員会は、各研究委員会の活動内容を取りまとめ、定期的に学会誌に掲載する。各研究委員会はそのための情報を提出する。

第8条 研究運営委員会は、新しい研究委員会の設立、研究委員会相互間の交流を促進し、本学会の他の活動（大会、出版、論文誌特集号、学会誌への寄稿等）に研究委員会が積極的に参加することを支援する。

（運営費用）

第9条 研究運営委員会の開催、活動のための費用は、本学会の研究部会費をもって支弁される。

（附則）

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2002年1月1日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。

（附則）

- 1 本規程は2008年4月1日より実施する。